

秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場増築改修に伴う設計事業者選定について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成 26 年 8 月 8 日

秦野市伊勢原市環境衛生組合
組合長 古 谷 義 幸

1 業務概要

- (1) 業務名 秦野斎場施設整備設計業務委託
- (2) 業務内容 秦野斎場増築・改修等施設整備工事の基本設計及び実施設計を行うもので、火葬炉設備工事を除く、増築棟、既存待合棟の改修、既存火葬棟及び付属棟の解体、駐車場及び外構工事等にかかる建築、電気設備、機械設備、並びに土木設計等を行う。なお、本業務受託事業者は、秦野斎場火葬炉設備工事事業者と互いに協力して本業務委託の設計業務を行う。
- (3) 履行期限 契約締結日の翌日から平成28年3月31日まで
- (4) 委託金額 105,500千円（税込）を上限とする。
- (5) 発注者 秦野市伊勢原市環境衛生組合

2 選定方法

設計事業者の選定方法は公募型プロポーザル方式とし、秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場増築改修に伴う設計事業者選定プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)において参加表明書を提出し、参加資格要件をすべて満たしている設計事業者からの技術提案書内容について、秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場施設検討委員会(以下「施設検討委員会」という。)による第1次審査(書類選考)及び第1次審査により選定された設計事業者(5社以内)を対象とした第2次審査(技術提案書、ヒアリングによる選考)を実施し最優秀事業者及び優秀事業者(次点)を選定する。

3 参加形態

単体の企業による参加とする。

4 参加資格要件

プロポーザルに参加し、選定者となるためには、参加表明書受付期間の末日から選定までの全期間に渡って、次の各号に掲げる要件をすべて満たして

いること。また、参加資格表明書の提出をもって別紙「誓約事項」について契約したものとみなす。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (3) 秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準(平成17年4月1日施行)に基づく停止措置の期間中の者でないこと。
- (4) 平成25・26年度秦野市競争入札参加資格者名簿のコンサル「建築設計」に登録があること。
- (5) 事業税、消費税、地方消費税、固定資産税又は住民税を滞納している者でないこと。
- (6) 秦野市暴力団排除条例(平成23年秦野市条例第18号)に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しないこと。
- (7) 管理技術者・主任技術者は、同種又は類似業務実績があること。
- (8) 業務実施上の条件は次に掲げる技術者を配置できる者であること。
 - ア 管理技術者は、参加者の組織に所属する一級建築士とし、主任技術者との兼任はできない。
 - イ 意匠主任技術者は、1名以上とし、参加者の組織に所属するものであること。
- (9) 管理技術者の手持業務について、携わっている設計業務(工事監理業務は除く)が、3件以下であること。
- (10) 業務実績要件として、平成12年度以降に実施設計を完了した延べ面積2,000㎡以上の火葬場の用途に供する建築物の建築設計実績を有するもの。
- (11) 技術提案書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、資本関係は会社の一方が更生会社又は更生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

5 手続き等

(1) 事務局

秦野市伊勢原市環境衛生組合 施設課

住 所：秦野市曾屋4624番地

電 話：0463-82-2502(代表)

F A X：0463-83-5933

メール：keikaku@hadanoshi-iseharashi-kek.or.jp

(2) 関係書類の配布

プロポーザルの参加に必要な書類については、秦野市伊勢原市環境衛生組合ホームページからダウンロードすることを原則とする。

(3) 日程

項 目	年 月 日
公告、プロポーザル要領書の公表	平成 26 年 8 月 8 日(金)
質問書受付期間	平成 26 年 8 月 18 日(月) ～平成26年 8 月 19 日(火)
質問回答期日（ホームページ掲載日）	平成 26 年 8 月 22 日(金)
参加表明書・技術資料受付期間	平成 26 年 8 月 25 日(月) ～平成26年 8 月 28 日(木)
参加資格確認・第 1 次審査結果通知発送	平成 26 年 9 月 5 日(金)
技術提案書受付期限	平成 26 年 10 月 15 日(水)
プレゼンテーション、ヒアリング	平成 26 年 10 月 31 日(金)(予定)
結果発表及び通知	平成 26 年 11 月 7 日(金)(予定)

(4) 照会及び書類の提出

プロポーザルに関する照会及び書類の提出先は、事務局とし、提出方法は持参又は郵送によること。

持参の場合は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法により提出することとし、期限までに必着とする。

また、提出期限までに、書類の提出がない場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

なお、技術提案に対しての質問は、F A X、メールも可とする。

6 参加資格の確認及び 1 次審査並びに結果の通知

「4 参加資格要件」により確認し、参加資格を有する者が提出した技術資料により施設検討委員会による第 1 次審査を実施する。その結果を参加表明書提出者全員に通知する。

なお、通知は、平成26年 9 月 5 日（金）に発送予定とする。

7 選定

- (1) 第1次審査により選定された設計事業者から提出された技術提案書を施設検討委員会において評価基準に基づき審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリングを経て、実績、技術性、業務の理解度などを総合的に判断し、最優秀事業者及び優秀事業者（次点）を選定する。
- (2) 設計者選定に係る施設検討委員会は原則として非公開とするが、後日選定結果等は公開する。

8 その他

詳細は、秦野斎場増築改修に伴う設計事業者選定に係るプロポーザル要領書による。

誓約事項

このプロポーザルは、参加表明書の提出をもって、次のとおり誓約したものとみなしますので、御自身の資格をよく確認してから提出してください。

※ 虚偽申請は、秦野市伊勢原市環境衛生組合契約規則（昭和45年3月31日規則第4号）第1条の規定により、例とする秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準に規定する停止措置の対象となりますので御注意ください。

誓 約 事 項

当社（私）は、このプロポーザルの参加表明書提出期限において、次の事項について事実と相違ないことを誓約します。

なお、誓約後に(1)から(5)に該当することとなった場合は、参加を辞退します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（成年被後見人、被保佐人、被補助人、破産者で復権を得ない者等）に該当しません。
- (2) 事業税、消費税、地方消費税、固定資産税及び住民税を滞納していません。なお、納税証明書の提出を求められた場合は、速やかに提出することに同意します。
- (3) 秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しません。
- (4) 管理技術者の手持業務について、携わっている設計業務（工事監理業務は除く）が、4件以上ありません。
- (5) 技術提案書を提出しようとする者の間に、公告第4条第11号に示す資本関係、人的関係がありません。